

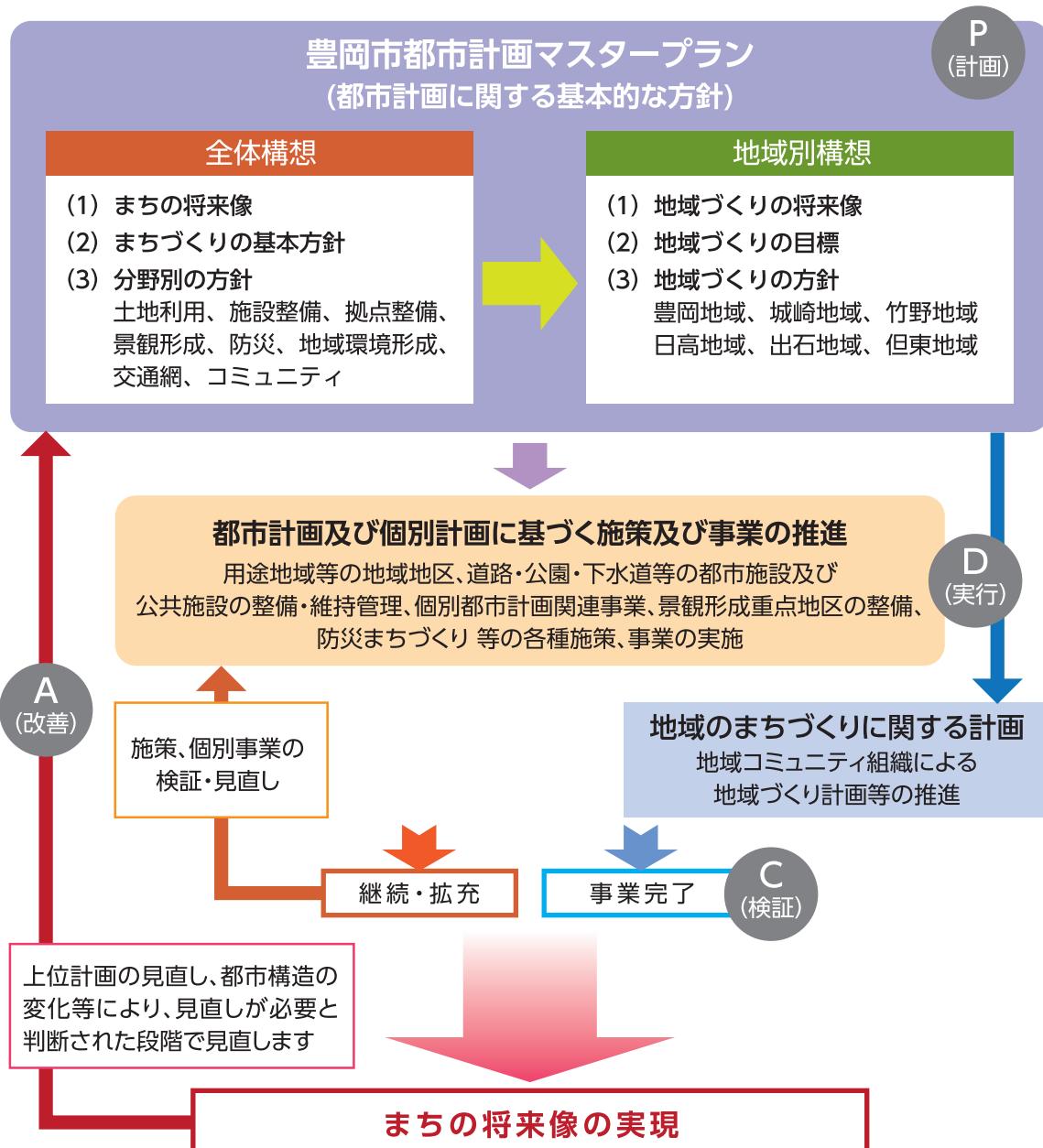
第6章 マスターplanの実現化方策

1 マスターplanの実現化に向けた取組みの推進方策

(1) マスターplanの推進と適切な進行管理

都市計画マスターplanは、まちづくりに関する目標や基本的な考え方、方針を示したもので、今後は、本マスターplanに沿ってまちづくりの具体化を図るため、道路に関する計画、公園緑地に関する計画、公共施設に関する計画、防災に関する計画、環境に関する計画、景観に関する計画など、分野別の個別の計画の策定や充実を図りつつ、事業や施策を着実に実施するとともに、都市計画の変更や決定の取組みを進めることとなります。

計画の進捗状況は確認しつつ、上位計画の見直しや都市構造の変化、社会情勢の変化等により、見直しが必要と判断された段階で随時、マスターplanの見直しを検討します。



図表6-1.都市計画マスターplanの推進イメージ

(2) 主要な施策の展開方向

本市のまちの将来像や目標の実現に向けた都市計画、都市づくりの取組みを、次のように展開していきます。

図表6-2.都市計画マスターplanの展開方向(主な取組み)

区分	短期(~5年)	中期(5~10年:目標年次)	長期(10~20年)
	都市計画マスターplanの推進	マスターplanの見直し	
土地利用	道路等の整備と連動した市街地の適正な土地利用の推進		
	郊外農山村部、里地里山地域の適正な土地利用の推進		
	各拠点地区の都市機能の維持		
施設整備	公園等を活用したレクリエーションの増進		
	雨水排水対策、治水対策の推進		
	公共施設の維持管理の推進、適正な施設の再編と利活用の推進		
拠点整備	各拠点地区の再生、充実		
	良好な住宅の確保、空き家や空き店舗等のストックの活用		
景観形成	景観条例等による町並みの保全、活用		
	重要文化的景観選定の取組み推進		
	自然景観の保全、継承		
防災	市街地の耐震、耐火性の向上、老朽危険空き家対策等の推進		
	地域防災力の強化の推進		
	住宅地、集落の土砂災害対策の推進、災害に強い森づくり、川づくりの推進		
地域環境形成	生物や地域資源と共生する地域環境づくりの推進		
	環境と調和し、環境負荷を軽減する地域づくりの推進		
	環境と経済等が連携した地域づくりの推進		
交通網	山陰近畿自動車道・北近畿豊岡自動車道の整備の推進		
	地域公共交通の維持、充実		
	広域交通基盤、地域交通基盤の整備の推進		
	道路交通基盤の維持、長寿命化の推進		
コミュニティ	地区コミュニティセンターの適切な維持管理の推進		
	各拠点地区での生活を支える様々な役割の維持		
	地域づくり計画と連携したまちづくりの推進		

2 参画と協働のまちづくりの推進

まちづくりの計画と実施にあたっては、地域特性に応じた個性の創出や創意工夫による地域自立型のまちづくりの推進が求められます。そのためには、市民、事業者、各種団体と行政がまちづくりに関する知識や情報、将来の地域展望を相互に共有化し、相互協力のもとに、本マスターplanの実現化を目指していくことが求められます。

本市では、平成29(2017)年4月に市内全29地区において地域コミュニティ組織が設置され、地域固有の課題に対して、住民主体によるまちづくりを進めることとなっています。

このため、本マスターplanの推進にあたっては、市民や事業者だけでなく、地域コミュニティ組織等の地域団体とも協働で取り組む必要があります。関係する各主体は、それぞれに適切な役割と責務を果たしながら、積極的に参画し、互いに協力しながら取り組むものとします。



図表6-3.参画と協働のまちづくりのイメージ

3 まちづくりを支援する制度等の活用

まちづくりを進めるために、国や県の各種事業と連携しつつ、都市施設の整備(都市計画道路等)を推進し、社会経済情勢や地域コミュニティによるまちづくりの動向等と連動した、効果的、効率的なまちづくりを進めます。

都市計画法等に基づく事業以外でも、必要性の高い施策や事業については、社会資本整備総合交付金を活用するなど、実現可能な整備手法を検討します。

また、市民や地域が主体となって地域のまちづくりのあり方の提案やルールづくりを可能とする都市計画提案制度等の活用も支援し、より地域の実態に即したきめ細かいまちづくりを進めます。

さらに、土地利用や都市施設等の都市計画の決定や見直しについては、必要に応じて行うものとします。

